（令和八年七月二九日　厚生労働省令第一一六号により廃止）

様式第１号（第１条の２、第１条の２の２の16、第１条の２の44の17、第19条の24の２、第19条の24の２の16、第19条の24の17、第19条の24の32、第21条、第25条の４、第53条関係）

登録〔　　〕機関登録申請書

登　　録　　番　　号	
登　　録　　年　　月　　日	年　　月　　日
申請者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
申　　請　　者　　の　　住　　所	電話（　　）
事務所の名称及び所在地	
登録を受けようとする区分	
講習、較正、教習又は研修を行う予定場所	

年　　月　　日

申請者

収　入
印　紙

厚生労働大臣
都道府県労働局長　　殿

備考

１　表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

２　この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

３　登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

４　登録を受けようとする区分の欄は、安全衛生推進者等養成講習にあっては、安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習の別を、個人ばく露測定講習にあっては、デザイン等講習又はサンプリング講習の別を、検査業者検査員研修にあっては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の２第１項の表の下欄に掲げる研修の別を、教習にあっては同令第20条各号の区分を、コンサルタント講習にあっては安全に関する講習又は衛生に関する講習の別を、計画作成参画者研修にあっては工事に関する研修又は仕事に関する研修の別を記入すること。

５　登録教習機関の登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証

書を裏面に貼り付けること。

6　登録教習機関の登録の更新の申請を行う場合には、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。また、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

7　この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。